

## 議会傍聴の託児

千葉県議会傍聴には、以下の項目があります。

(傍聴席への入場禁止)

第12条の4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

しかし、児童、乳幼児を連れた傍聴希望者は、託児が無いので傍聴することができません。他県の状況はどうなのか、47都道府県のうち、インターネット情報でわかる託児の有る議会は3都県、東京都・秋田県・鳥取県でした。そのうち、事前の申し込みをしなくても託児を受けられるのは、秋田県だけでした。

8月19日に秋田県庁を訪問した折、傍聴者の託児について伺いました。

### 【秋田県の議会傍聴託児サービス】

#### 乳幼児託児サービス

- ・託児サービスに特別な手続きはいりませんが、議会傍聴券交付手続きを行う際、係員に「託児サービスを希望します」と申し出ていただければ結構です。
- ・本会議開会中は、育児サポーターが常駐しお子様をお預かりします。



このじゅうたんを敷いて、託児場所とするそうです。

この部屋の入口の右隣が議会傍聴交付手続きを行う受付です。

予約は要りません。



通常は会議室、本議会中は託児室

開始：2001年12月～  
 きっかけ：男女共同参画の施策  
 育児サポーター：県の子育て支援クラブ4団体に委託  
 託児時間：議会開始30分前～終了まで2人で待機  
 託児委託費用：1時間900円（交通費込み）  
 広報活動：地元新聞  
 管理：議会事務局

#### 傍聴の利用者

年度	年間傍聴者	託児利用状況	
		件数	人数
2005	1,752	4	7
2006	2,035	1	1
2007	1,455	1	1
2008	1,280	1	1
2009	2,078	0	0

電話で伺ったときは、利用者が少ないことが課題だとおっしゃっていました。また、利用者が少ない理由として傍聴者自体が少ないともおっしゃっていました。せっきくの設備、何とか多くの人に利用してもらえる方法は無いですでしょうか。



## 【議会傍聴に託児が利用できる県議会】

### 《鳥取県》

#### 託児サービス

お子様連れで議会を傍聴される場合は、託児サービスを行なっています。なるべく、傍聴される日の **5 日前**までに議会事務局総務課へお申し込みください。

(原則としてなので、融通がききます)

開始：2006年9月～ 本会議・各委員会

きっかけ：男女共同参画計画の施策

託児場所：専用託児室

育児サポーター：外郭団体「21世紀職業財団」に委託

託児委託費用：1時間 800円（県の報奨費）

管理：議会事務局

利用者は本会議 1名 + α



鳥取県でも、利用者が少ないことが課題だとおっしゃっていました。鳥取県は、2008年9月から各常任委員会・特別委員会もインターネットによる生中継・中継録画を実施しています。また、2007年6月定例議会の傍聴者を対象にアンケートを実施し、傍聴環境の改善を図っています。鳥取県は、監査基準、予算編成過程の情報公開など、千葉県が見習うことはたくさんあります。

### 《東京都》

#### 幼児ルームの開設

小さなお子様（満1歳から小学校就学前までの幼児）がいらっしゃる方にも安心して本会議を傍聴していただけるよう、幼児ルームを設けております。

ご利用の場合は、傍聴する本会議の前日までにご連絡ください。

開始：1998年～

託児場所：幼児ルーム

育児サポーター：保育士は業務委託、その都度契約

実際、利用頻度は少ないそうです

どうしたら、議会傍聴者が増えるのでしょうか。傍聴していると、「意見が言いたい」「質問したい。」そう思うことがあります。傍聴者は意思表示ができません。拍手すら禁止です。アメリカの地方議会では、議員の議論の途中で傍聴している住民が質問や意見を言える時間を設けている市議会もあるそうです。そういうことができると、住民の議課への関心も出てくると思います。

子育て中に子どもを連れての社会参加には限度があります。育児中の男女とも、育児休暇中こそ、平日開催の議会傍聴の良い機会だとも思います。

